

ネットとうほく 2025-34
2025年（令和7年）11月14日

宮城県環境生活部
消費生活・文化課 消費者行政班 御中

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目2-40
プライトシティ柏木703号室
内閣総理大臣認定 適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく
理事長 吉岡和弘
電話 022-727-9123
FAX 022-739-7477
Mail shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.jp
(押印略)

意見書

消費者市民ネットとうほく（以下、当団体という）は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービス及び契約に関わる調査、研究、検討を行っている消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士・学識者等で構成している特定非営利活動法人です。平成29年4月25日に内閣総理大臣から消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用等に対し差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

当団体は、宮城県消費生活基本計画（第5期）・消費者教育推進計画（第3期）中間案に対して、下記の通り意見を述べます。

記

第1 宮城県消費生活基本計画（第5期）中間案について

1 高齢者等の特性に応じたきめ細やかな対策の推進計画案 (p.23 第5章 第2「重要な視点3」について)

高齢者の見守り体制の構築が掲げられておりますが、消費者被害の見守り・発見から、より専門的な財産管理・成年後見制度へと円滑に接続するための具体的な方策や、連携先との役割分担が明確とはいえません。

高齢者の被害は、単なる啓発不足ではなく、認知機能の低下や社会的孤立といった要因が複合しております。消費者行政の管轄外である福祉・司法分野（地域包括支援センター、弁護士、司法書士など）との間で、情報共有や、被害が深刻化する前の早期介入プロセスの確立が必要であると思われます。

そのための方策として、市町村、地域包括支援センター、民生委員、法律専門家などとの間で、消費者被害予兆の情報などの情報を共有するための定例的な連携会議または情報共有システムの確立などの具体的な内容を掲げるべきと思料いたします。

2 消費者安全確保地域協議会の目標設定の弱さ

(p.28 第5章 第3施策2「目標項目6」について)

高齢者の見守り体制の構築においては、県内市町村に消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置を増やすことが重要と考えられます。しかし、この点についての数の目標値（R.12年度までに5）は、令和6年度の2自治体から、令和12年度に5自治体まで増やすことが目標とされておりますが、目標数値としては低いと思われます

計画案では、単身高齢者世帯の増加や、被害に遭っても相談する人がいないことによる被害の深刻化が懸念されており、地域見守り体制の構築は不可欠であると認識されています。その上で、消費者庁が人口5万人以上の市町村への設置促進を図るとされる中、5年間で3市町村増という目標は、高齢者層が全体の相談件数の約1/4（26.3%）を占める現状を踏まえると、控えめに過ぎると言わざるを得ません。

高齢化率が上昇傾向にある県内の現状も踏まえ、施策2目標項目6の目標値を、より積極的な数値に引き上げるべきと考えます。

また、市町村の協議会設置を促進するため、県が「センター・オブ・センターズ」としてのサポートとともに、設置に向けた具体的な支援策も検討すべきです。

3 適格消費者団体との連携体制の強化

(p.28 第5章 第3施策2「推進項目(5)③」について)

適格消費者団体との連携について、「定期的な情報及び意見の交換等に努める」という記述に留まっており、消費者被害の未然防止・救済という観点からの連携が具体化されておりません。

適格消費者団体が担う差止請求権の行使は、不当な取引行為による広域的な消費者被害を予防する強力な手段です。この活動を効果的に行うためには、県消費生活センター等に寄せられる特定の事業者や手口に関する相談の傾向、広域・集団的な被害の予兆に関するタイムリーな情報の提供が有用です。

具体的取組としては、「集団的・広域的な被害につながる可能性のある特定の事業者や取引行為に関する情報について、適格消費者団体の差止請求権の行使に資するよう、法令に基づき可能な範囲内で、定期的または随時に情報提供を行い、被害の拡大防止を図る」等を追記し、連携の実効性を高めるべきと考えます。

第2 消費者教育推進計画（第3期）中間案について

1 市町村における消費生活相談員の人員不足の指摘について

(p.5 第2章 第1(1)②「市町村の状況」について)

市町村における消費生活相談員の人員不足が指摘されておりますが、相談体制の強化に向けた財政的・制度的支援策が明確とはいえません。

小規模自治体では人材確保が困難であり、相談体制の整備には県の積極的な支援が不可欠です。相談員の配置状況は消費者教育の実効性にも直結します。

県として、相談員の確保に向けた財政的支援（例：補助金制度の創設）や、相談員の育成・研修制度の拡充など具体的な方策を検討願います。

2 高齢者の生活設計・財産管理能力育成の教育の明確化

(p.28 第3章 第2「重点事項3 消費者教育の推進に向けた地域での連携強化・高齢者等の見守り体制の構築」について)

高齢者への教育が「消費者被害の防止」に重点を置くのはよいのですが、それとともに、人生の終盤を見据えた「自立した生活設計能力」の育成という消費者基本法の趣旨に則った視点も重要です。高齢期における消費生活の安定は、詐欺被害防止だけでなく、終活、財産管理、医療・介護サービスの選択など多岐にわたります。高齢者教育は、被害防止だけではなく、「生活設計の質（QOL）」の維持・向上も目的とした施策を検討すべきです。

このような観点から、高齢者教育の取組事項に、悪質商法対策だけでなく、終活、相続、任意後見制度を含む適切な財産管理に関する知識を、福祉分野と連携して普及啓発する等の方策を追加することを提案します。これにより、高齢者を消費者被害からの保護の対象だけではなく、「自立した意思決定者」として捉える教育の方向性が明確になるものと思われます。

3 出前講義のより一層の充実

(p.6 第2章 第1(2)① 表3「出前講座開催実績」、p.9 第2章 第2 施策1「2 地域での取組」について)

出前講座の実施状況は好評であることがうかがわれますが、福祉関係者対象講座の開催回数が年度によって大きく変動しており、安定的な啓発活動の継続性に課題が見受けられます。福祉関係者は高齢者・障害者等の支援に直接関与する立場であり、消費者教育の担い手として重要な役割を果たします。講座の開催が不安定であることは、地域における啓発の継続性を損なうおそれがあります。福祉関係者向け講座については、年間の開催目標回数を設定し、安定的な実施体制を整備すること、講座内容の標準化や講師派遣体制の強化を図ることで、継続的な啓発活動の基盤を構築されるような方策が望まれます。

また、計画案からは、地域の格差なく対応ができているか不明です。講座実施地域に偏りがある場合、教育機会の不均衡が生じることから、講座実施地域の分布を分析し、未実施地域への重点的支援を検討する必要があると考えます。

第3 むすび

本計画がかかる消費者の権利の尊重、消費者の自立支援、消費者市民社会の実現の基本理念は、社会のデジタル化、グローバル化、少子高齢化、人口減少などの課題に直面しその重要性が一層増しております。

当団体は、本計画が具体化されることにより、宮城県における消費者行政のさらなる進展に寄与することを期待しております。当団体としても、引き続き、消費者被害の未然防止・救済の最前線における活動を通じて、本計画の推進に積極的に協力していく所存です。

以上